チャイルドシートを借用される方へ

お　願　い

ご利用の前に以下の遵守義務、貸出条件を確認してください。

〈遵守義務〉

①使用説明書を確認後、正しく装着し、常に良好なる管理のもと安全を確認のうえ使用してください。

・使用条件（インナークッション・肩ベルトカバーの使い方）を守ってください。

・取り付けができない車や座席では使用できません。

・危険事項、警告事項、注意事項は必ず守ってください。

②チャイルドシートの安全性を過信することなく安全運転に努めてください。

③チャイルドシート破損等を発見した場合には、直ちに使用を中止してください。

〈貸出条件〉

①上記遵守義務を守ってください。

②貸出時にクリーニング代を支払ってください。（1,500 円）

③チャイルドシートを転貸したり、または目的外に使用しないでください。

④チャイルドシートを故意に損傷したり、または汚損しないでください。

⑤チャイルドシートに故障等が発生した場合は、直ちに使用を中止し、届け出てください。

⑥チャイルドシートへの損害保険は付加していません。また、使用にあたり、チャイルドシートに起因する事故が発生しても、一切の責任を負いませんので、ご了承ください。

・当事業は購入までの一時的な貸出です。（最長１か月）

・継続して同一世帯または、同一の乳幼児には貸し出しません。

・故意または過失により、チャイルドシートを損傷、または紛失したときは、現金または相当の対価をもって弁償していただく場合があります。

返却日　　年　　月　　日（　）

社会福祉法人　遠賀町社会福祉協議会

※この事業は、歳末たすけあい募金を財源に運営しています。